

告 示

埼玉県告示第三百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十一年埼玉県告示第三百九十一号で告示した深谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

深谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

深谷都市計画下水道事業深谷公共下水道（川本処理分区）

三 事業施行期間

昭和六十一年三月十八日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十一年埼玉県告示第三百九十一号、平成二年埼玉県告示第千五百八十二号、平成六年埼玉県告示第三百八十四号、平成六年埼玉県告示第千八十八号、平成九年埼玉県告示第四百八十一号、平成十三年埼玉県告示第三百七十四号、平成十七年埼玉県告示第二百六十七号、平成二十一年埼玉県告示第四百四十六号、平成二十二年埼玉県告示第五百十五号、平成二十八年埼玉県告示第三百八十一号及び平成三十一年埼玉県告示第三百二十五号の事業地に深谷市長在家字長在家、字後天沼及び字前天沼並びに本田字植松、字八幡、字三井及び字後地内において事業地を加え、長在家字上、字稲荷西及び字稲荷前並びに畠山字押堀、字山ノ神及び字若宮地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし